

(目的)

第1条 愛知学院大学大学院学生の研究推進に資するため、次の研究助成を行う。

(助成の種類)

第2条 研究助成は、次の各号の事項について行う。

- (1) 研究推進費
- (2) 学会参加費
- (3) 論文等複写費
- (4) 紀要刊行費

(研究推進費)

第3条 研究推進費は、博士後期課程の学生が研究推進上必要な書籍の購入費を補助するための予算とする。

2 補助額は1人年額5万円とする。

3 第1項の補助を申請する場合は、指導教員の承認を得なければならない。

(学会参加費)

第4条 博士後期課程の学生が日本学術会議に登録されている学会及びこれに準ずる学会の会員として、その学会において研究発表を行うときは、「愛知学院大学における学生の研究発表に係る交通費等助成に関する取扱規程」に従い、参加費(年会費を除く)・交通費・宿泊費の実費を、前条に規定する研究推進費の範囲で補助する。ただし、宿泊費の上限は、一泊当たり1万円(税込)とする。

2 前項の補助を申請する場合は、指導教員の承認を得なければならない。

(論文等複写費)

第5条 博士前期課程(修士課程)・博士後期課程の学生には、論文作成のためコピー・印刷費用として、名城公園キャンパスは年額5,000円分のコピーポイントを年度当初に交付する。日進キャンパスは図書館情報センター設置のコピー機利用代金(上限5,000円)を年度ごとに助成する。

(紀要刊行費)

第6条 学生による各研究会が刊行する研究成果発表誌(紀要)の印刷費の一部を補助する。

2 補助金額は、各研究科35万円を上限とする。

3 補助を申請する場合は、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 印刷費請求書の写し
- (2) 紀要刊行に係る収支報告書
- (3) 各研究会の投稿規程等

(予算管理)

第7条 研究助成に係る予算は、学部事務室及び名城公園キャンパス事務室が管理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長及び学内理事会の承認を得なければならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、総務部総務課が所掌する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程は、文学・心身科学・商学・経営学・法学・総合政策研究科に適用する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、文学・心身科学・商学・経営学・経済学・法学・総合政策研究科に適用する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。